



お知らせ『りしり富士』

第647号

令和5年1月25日発行

(編集：企画政策課)

令和5年度町道民税・令和4年分所得税の確定申告の受付・相談について

会計課税務こくほ係

令和4年中に事業等の収入がある方、給与や賃金の収入があり年末調整を行っていない方は令和5年3月15日(水)までに確定申告を行う必要があります。

確定申告の受付及び相談は以下の日程により実施しますので、忘れずにお済ませ下さい。
(還付申告の受付も行います。)

月 日	地 区	時 間	場 所
2月10日(金)	野 中	10:00~11:30	野中自治会館
2月13日(月)	南 浜	10:00~11:30	南浜自治会館
	沼 浦	13:00~14:30	沼浦自治会館
2月14日(火) 2月15日(水)	金崎・鬼脇 清川・鯉泊	9:30~16:30	鬼脇公民館会議室
2月16日(木)	二石・石崎・旭浜	9:30~11:00	石崎自治会館
2月17日(金)	雄 忠 志 内	9:30~11:00	雄忠志内自治会館
	野 塚	13:30~15:30	野塚自治会館
2月20日(月)	大 磯	9:00~11:00	大磯自治会館
	富士岬・本泊	13:30~15:30	本泊自治会館
2月22日(水)	鬼脇漁業(青色)	9:00~14:00	鬼脇支所
2月27日(月)	鷺泊漁業(青色)	9:00~16:00	役場2階大会議室
2月28日(火) ~3月1日(水)	湾内・港町・本町 栄町・富士野	9:00~16:00	役場2階大会議室
3月2日(木) ~3月15日(水)	町内全地区	9:00~16:00	役場2階大会議室

■確定申告に関するお知らせ

- ・新型コロナウイルス感染症等の感染防止のため、ご来場の際はマスク着用・消毒にご協力をお願いいたします。
- ・申告時期後半は非常に混雑が予想されますので準備ができ次第早めの申告を推奨いたします。
- ・医療費控除を受ける場合の提出書類が変わっています。
 確定申告により医療費控除を受けようとする場合、今までは1年分の領収書を提出することで控除の適用を受けておりましたが、医療保険者から交付を受けた医療費通知書（医療費の額を通知する書類）を提出することで明細の記入を省略することができるため、お手数ですが確定申告の際は医療費通知書を提出していただくよう、よろしくお願い申し上げます。
 ※医療費通知がない月分については領収書をご持参くださいますようお願いいたします。
- ・3月11日（土）、12日（日）は10:00～15:00まで受付いたします。
- ・税務署より確定申告のお知らせハガキまたは納付書入りの小さめの封筒が送られてきた方は、申告の際に必要な情報ですので必ずご持参下さい。
- ・収支内訳報告書、所得税青色決算書付表、青色決算申告書が必要な方はお手数ですが役場までお越しくださいますようお願いいたします。
- ・障害者手帳（本人・扶養者・配偶者）をお持ちの方はご持参ください。
- ・生命保険料や国民年金保険料について控除を受ける場合は証明書類の添付が必要ですので必ずご持参下さい（年金から天引きされている場合も源泉徴収票が必要です）。

【お問い合わせ】 利尻富士町会計課税務こくほ係 ☎0163-82-2123

電子カルテシステムの導入・2月の診療予定について 鷺泊診療所

鷺泊診療所では、令和5年1月10日から電子カルテシステムを導入しました。
 今回の電子カルテ導入により利尻島国保中央病院と診療所でカルテが共有され、診療録・処方内容・検査結果などの医療情報がどちらの医療機関に受診しても閲覧できるようになりました。また、当診療所の診察は、国保病院の医師が担当しますので、今まで国保病院の受診が必要だった方も症状によっては当診療所への通院が可能となります。
 なお、各曜日の担当医については診療予定を確認してください。しばらくの間はシステム操作の不慣れや、受付・会計の流れの変更により、待ち時間が多少長くなることが予想されますが、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

【2月の診療予定】

月	火	水	木	金
		1 午前 村尾医師 午後 村尾医師	2 午前 仙波医師 午後 休診	3 午前 浅井医師 午後 吉永医師
6 午前 吉永医師 午後 浅井医師	7 午前 吉永医師 午後 休診	8 午前 村尾医師 午後 仙波医師	9 午前 仙波医師 午後 休診 3時30分～整形外科	10 午前 浅井医師 午後 吉永医師
13 午前 吉永医師 午後 浅井医師	14 午前 吉永医師 午後 吉永医師	15 午前 村尾医師 午後 仙波医師	16 午前 仙波医師 午後 休診	17 午前 浅井医師 午後 浅井医師
20 午前 吉永医師 午後 浅井医師	21 午前 吉永医師 午後 休診	22 午前 仙波医師 午後 村尾医師	23 休診	24 午前 吉永医師 午後 休診
27 午前 吉永医師 午後 浅井医師	28 午前 吉永医師 午後 吉永医師			

- ※都合により医師変更・休診となる場合があります。
- ※受付時間
午前：8時30分～11時
午後：1時～3時
- ※2月3日（金）の午後診療の受付は午後2時までとなります。
- ※風邪の症状で受診を希望される方は事前に電話でご相談ください。
(Tel82-1038)



北海道では、新型コロナウイルス感染症による売上減少に加え、エネルギー価格高騰の影響を受けている道内事業者に向けて支援金を支給しますので、内容についてご確認ください。

1. 給付対象

- ①と②のいずれも満たす中小・小規模事業者等、フリーランスを含む個人事業者、一次産業も含めたすべての業種が給付対象となり得ます。
- ①2021年11月以降のいずれかの月（対象月）の売上高が、2018年11月～2020年3月までの同じ月（基準月）の売上高と比較して20%以上減少していること。
- ②2022年12月以降のいずれかの月に事業のために支払ったエネルギーの単価が、2021年12月～2022年11月までのいずれかの月の単価よりも増加していること。

2. 給付額

- 中小・小規模事業者等 10万円
- 個人事業者 5万円

3. 申請

- 申請期間 2023年1月19日（木）から4月30日（日）まで
- 申請手続き 電子申請または郵送申請
- ※申請書は利尻富士町役場・鬼脇支所に配置しています。

4. お問い合わせ先（相談窓口）

TEL： 011-350-6711（事業継続緊急支援金事務局 専用ダイヤル）
 受付時間： 8：45～17：30（受付は平日のみ）
 ホームページ： <https://kinkyushien-energy-hokkaido.jp>



（専用ホームページ QR）

2月のマイナンバーカード休日・夜間窓口のお知らせ

普段のお仕事などで日中のお手続きが難しい方については、下記のとおり休日・夜間窓口を開設しますので、ぜひご利用ください！

日	月	火	水	木	金	土
29	30	31	1	2 ●役場 ○支所	3	4 ★役場
5	6	7	8	9	10	11
12 ★役場	13	14	15	16 ●役場 ○支所	17	18 ★役場
19	20	21 ●役場 ○支所	22	23	24	25 ★役場
26	27	28	1	2	3	4

休日窓口

★利尻富士町役場 福祉課
 開設時間：9:00～16:00
 開設日：4（土）、12（日）
 18（土）、25（土）

夜間窓口

●利尻富士町役場 福祉課
 ○鬼脇支所
 開設時間：17:15～19:00
 開設日：2（木）、16（木）
 21（火）

**受付する
お手続き**

①カードの申請手続き
 ・本人確認書類（運転免許証等）をお持ちください

②カードの受取手続き
 ・本人確認書類（運転免許証等）
 ・交付通知書（ハガキ）
 をお持ちください
 ※交付場所が鬼脇支所の方で、役場での受取を希望する方は前日までにご連絡ください！

③マイナポイント等手続き
 ・マイナンバーカード
 ・4桁の暗証番号（受取時に設定）
 ・口座番号が確認できるもの（ご自身名義のもの）
 ・申込みするサービスのカードやアプリ等（ご自身名義のもの）
 をお持ちください。

好きなキャッシュレス決済で最大2万円分のポイントがもらえるマイナポイント事業について、令和5年2月末までにカードを申請した方が対象です！まだ申請していない方は、ぜひ2月末までにご申請ください。

近年、雪下ろしなどの除雪や暴風雪による被害が多くなっており、道内の雪による死傷者は昨年度を上回るペースで発生しております。今後も春にかけては天気の急変や雪が多くなることが予想されますので、下記の通り被害に遭われないように注意願います。

【暴風雪などによる被害防止について】

▽家の中の備え

- 日頃から停電に備え、懐中電灯・携帯ラジオ・ポータブルストーブ・灯油・非常食などを事前に準備しておきましょう。
- FF式暖房機等を使用している場合は、給排気口が雪でふさがれてしまうと一酸化炭素中毒を起こす可能性があるため、状況を見て除雪をしましょう。

▽車の中の備え（※天気が悪いときは無理な外出は控えましょう！）

- 車の立ち往生することを想定して、防寒着・長靴・スコップ・けん引ロープ・毛布などを車に用意するとともに、十分に燃料があることを確認しましょう。
- 車内で救助を待つときは、一酸化炭素中毒の危険性があるので、原則エンジンを切り、やむを得ずエンジンをかける場合は、窓を開けて換気し、車のマフラーが雪で埋まらないように定期的に除雪しましょう。

**【除雪などによる被害防止について】**

▽屋根の雪下ろしをする場合

- 雪下ろしは、一人ではなく複数人で声をかけあい、腰には命綱をつけ、屋根の上での作業、はしごの上り下りには十分気を付けましょう。
- 落とす雪の先に誰もいないことを確認してから作業をしましょう。

▽除雪機を使用する場合

- 除雪機に巻き込まれない服装で使用しましょう。
- 除雪機を使用し何らかのトラブルが発生した場合は、必ずエンジンを停止しましょう。

金婚式（結婚50年）のご夫婦をお祝いいたします

社会福祉協議会では、町内に居住し、今年度中に婚姻から50年に達したご夫婦（基準日 令和4年4月1日～令和5年3月31日）に対しまして金婚式を祝い、記念品を贈呈します。該当されるご夫婦は社会福祉協議会までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

※受付期間は2月末日までとなっております。

（連絡先 社会福祉協議会 電話 82-2791）